

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただ今から「食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本部会はオンラインと対面を組み合わせて開催し、YouTube配信方式による公開にて行わせていただきます。

また、本日、食品衛生基準審査課長の紀平は、公務により途中退席させていただきます。御了承くださいますよう、お願いいたします。

はじめに、本日の委員の皆様の出欠状況を御報告いたします。

本日は、折戸委員、近藤委員、佐藤委員、佐野委員より御欠席との御連絡をいただいております。また、田口委員、堤委員から30分程度遅れての御参加、加藤委員から16時30分頃に御退席との御連絡をいただいております。

現時点で農薬・動物用医薬品部会の委員14名中8名の御出席をいただいておりますので、部会委員総数の過半数に達しておりますので、食品衛生基準審議会令第6条の規定により、本日の部会が成立していることを御報告いたします。

なお、大山委員、加藤委員、神田委員、須恵委員、瀧本委員、田口委員、堤委員、中島委員、野田委員は、オンラインでの御参加でございます。

続きまして、利益相反の状況について、御報告いたします。

本日御審議いただく品目の関連企業等からの過去3年間における寄附金等の受取りについて、事前に各委員に確認を行ったところ該当はございませんでした。

それでは、以後の議事進行については、穂山部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○穂山部会長 皆様、こんにちは。

本日もお忙しいところ、御参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○事務局 資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、議事次第、委員名簿、座席表、オンライン会議の事前共有事項のほか、資料1から4、「部会で議決された事項の食品衛生基準審議会における取扱い案」を御準備しております。

このうち、資料1-1から資料3-1が、本日御審議等いただく各品目の報告書案等、資料1-2から資料3-2が各品目の食品安全委員会の通知書または評価書、資料4が発出予定の試験法についての資料でございます。

そのほか、事前にメールにてお送りしております部会資料様式の見直しについての机上

配付資料でございます。

お手元の資料に不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

また、会議の進め方の留意事項になりますが、オンラインで御参加の先生方におかれましては、本日の会議の進行については、オンライン会議の事前共有事項に沿って進めますので、接続トラブルがあった場合等、御確認をよろしく申し上げます。

審議中に御発言いただく際は、マイクをオンにして御発言いただき、御発言が終わりましたら、マイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。また、チャット機能にて御連絡いただきました場合にも随時対応いたしますので、必要に応じて御活用ください。

事務局からは以上でございます。

○稲山部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

本日は議題1として農薬3剤の審議、議題2として発出予定の試験法についての報告を行います。また、最後に事務局から部会資料様式の見直しについての説明があります。

なお、部会資料の作成に当たっては、関係委員の方に御検討いただき、事前にいただいている御意見を踏まえて、本日の資料としております。いろいろ御確認いただきましてありがとうございます。

それでは、農薬「フルアジナム」の審議に入りたいと思います。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料1-1を御覧ください。

本剤は適用拡大に伴う基準値設定依頼がなされたことから御審議いただくもので、令和3年以来4回目の審議となります。

なお、本剤については、本部会での審議後に食品安全委員会に対して食品健康影響評価の要請を行うこととしております。

まず、1ページ目の概要にありますように、本剤は26ページに2,6-ジニトロアニリン系の殺菌剤、また、殺ダニ剤で、その化学名、構造式は記載のとおりです。

続いて、2ページ目から11ページ目にかけての項目2に適用の範囲及び使用方法を記載しています。適用拡大申請がなされているのは7ページ目のにんにく、11ページ目のマンゴーに四角囲いをしてあります。

11ページ、項目3として代謝試験について記載していますが、前回からの記載に変更はありません。

なお、12ページの代謝物一覧とともに、代謝試験の分析対象となっている代謝物の表がありますけれども、その表に新たに追加された分析対象物質であるG-504については、今回、食品安全委員会による評価の前に御審議いただくものであるために、JMPR評価書の略称で記載しております。

13ページ、項目4は作物残留試験についての説明となっております。今回、国内においてにんにくに関する分析法で破碎抽出条件が異なること、また、茶に関する分析法では代謝

物D、F、K、L、M及びG-504の分析が追加されており、これらについての追記をしております。また、海外における分析法は前回の記載から変更はありません。

作物残留試験結果については、別紙1で後ほど御確認いただきます。

飛びまして16ページ目、項目5は畜産物の残留濃度についての記載になっていますが、これは前回の記載から変更はありません。

20ページ下から項目6になるのですけれども、ADIとARFDの評価ですけれども、これもさきの審議のときの評価の記載のとおりです。

22ページ目、項目7、諸外国における状況についても、前回審議から記載の変更はありません。

次は項目8の残留規制です。

(1)の残留の規制対象は、前回と同様に、農産物及びはちみつにあってはフルアジナムのみとし、畜産物にあっては、筋肉、脂肪についてはフルアジナム、代謝物D及び代謝物Eとし、その他の組織及び乳についてはフルアジナム、代謝物D（抱合体を含む）及び代謝物E（抱合体を含む）としております。

22ページの暴露評価対象につきましては、前回審議時のものと同じです。

23ページの長期暴露評価につきましては、一番高い幼児で27.4%となっております。また、次の短期暴露評価の記載にあるように、国民全体等のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えておりません。

次に、24ページから別紙1-1の国内の作物残留試験結果です。新たに提出された追加試験結果については、網かけにて記載しております。

次に、33ページの別紙3に移りまして、申請のあったにんにく及びマンゴーに基準値を新規に設定して、そして、茶に関しても新たに提出されたデータから修正する案としています。茶については39.5%フロアブルのデータが50%水和剤と同じ水和剤に分類されていることから、作物に実際に散布する濃度が50%水和剤のプラスマイナス25%以内に収まる範囲で実施されたデータであると判断しましたため、水和剤とフロアブルのデータを合わせて評価することにしました。

また、参照データの見直しによる修正案とともに、かんきつについては、大粒、中粒、小粒で分類することにより改定する基準値案も四角囲みとしております。

35ページの別紙3、37ページからの別紙4は、先ほど触れました長期暴露評価及び短期暴露評価の詳細を記載しておりますので、御確認ください。

最後の45ページからが答申案となっております。

事務局からの説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○穂山部会長 御説明ありがとうございました。

本剤は、本部会において4回目の審議となります。前回審議から変更点を中心に審議を進めます。事務局から説明がありましたように、本部会での審議後に食品健康影響評価の要請を行うとのことです。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず、1ページ目の概要は変更なしということによろしいですね。

次に、2ページ目以降の適用の範囲及び使用方法、今回は適用拡大ですので、適用拡大があった7ページ目のにんにく、あとは10ページ目のマンゴーですけれども、こちらは特に御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

次に代謝試験です。こちらは前回の審議時から変更ないということでもあります。

残留試験は少し追加されたということですが、御意見はございますでしょうか。代謝物D、F、K、L、M、G-504の分析法が追加されたということでもあります。よろしいですか。あとは、新たに別紙1に作物残留成績を追加されているということでもあります。

それでは、次に畜産物における推定残留濃度は、20ページですが、ここも前回の審議時から変更がないということでもあります。

次に安全性のADI及びARFDの評価ですけれども、21ページからですが、こちらにも変更なしということで、これはこれから食品安全委員会のほうで評価を受けることになると思います。

さらに、次の諸外国における状況も変更がないということでもあります。22ページです。

そして、規制対象は記載整備がありました。内容には変更なしで、はちみつが追加されたということでもあります。規制対象に農産物及びはちみつにあってはフルアジナムと、追記はここですか。

○事務局 はい。

○穂山部会長 暴露評価対象、暴露評価結果、こちらにも内容には変更はないですが、記載整備があったということでもあります。こちらは御意見はないでしょうか。

そして、その他全体を通して御意見はございますでしょうか。

大山先生、どうぞ。

○大山委員 大山です。

13ページの真ん中辺りの注記なのですが、文章が重複しているようですので、適切に修正いただければと思います。

○事務局 分かりました。これは重複しているところがあります。後で訂正したものを大山先生に御確認いただいて、全員の先生に御確認いただくようにいたします。

○大山委員 お願いします。

○穂山部会長 「明記した」までですね。

○事務局 ここが重なっていました。

○穂山部会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

今回適用拡大で、別紙1に作物残留試験の結果が出ていますが、かんしょも追加があったのですかね。あと、適用拡大のにんにく、マンゴー、あと、お茶も追加の試験があったかと思います。

別紙2が基準値案ですけれども、こちらも特にございませんか。申請のあったにんにく、マンゴーですかね。それ以外にお茶のところの改正とかもあります、よろしいですか。

別紙3に長期暴露結果、別紙4-1、4-2に短期暴露評価であります。

その他、御意見がないようでしたら、先ほどの13ページの記載の重複のところを御訂正いただいて、大山先生に御確認していただいたものを本部会の確定とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。御意見、御異論があれば御発言いただければと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○穂山部会長 では、そのようにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次の農薬「フルピリミン」の審議に入りたいと思います。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 農薬「フルピリミン」です。

それでは、資料2-1を御覧ください。

本剤は、追加の資料提出に基づく残留基準の設定及び畜産物の基準値設定について御審議いただくものです。今回が2回目の審議になります。

なお、本剤については、本部会での審議後に食品安全委員会に対して食品健康影響評価の要請を行うこととしております。

1ページの項目1、概要です。殺虫剤です。化学名や構造式等については記載のとおりです。

2ページ目から7ページに項目2の適用の範囲及び使用方法を記載しております。作物は稲のみとなっております。

続きまして項目3、代謝試験です。植物代謝試験結果及び家畜代謝試験結果が追加されていて、トマトにおいて代謝物Aが、畜産物において代謝物C及び代謝物Dが10%TRR以上認められています。

8ページ目、項目4、作物残留試験についてです。分析対象は親化合物と代謝物Aです。分析方法は記載のとおりです。

作物残留試験結果につきましては、後ほど示させていただきます。

続きまして項目5、魚介類における推定残留濃度ですが、前回から推定残留濃度に変更はありません。

続きまして9ページ、項目6、畜産物への推定残留濃度です。分析対象化合物はフルピリミンと代謝物A及び代謝物Dとなっております。

分析方法の概要及び飼養試験の結果につきましては、記載したとおりです。

飼料由来負荷については更新がなされており、13ページの表について残留濃度を示しております。

項目7、ADI及びARfDの評価です。さきの審議の際の評価結果は記載のとおりです。

14ページ、項目8、諸外国における状況ですが、前回から変更はありません。

項目9、残留規制です。規制対象は前回と同じで、フルピリミンのみです。設定理由は記載のとおりです。

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において暴露評価対象をフルピリミン（親化合物のみ）としております。

基準値案は後ほどお示しいたします。

項目10、暴露評価についてです。暴露評価対象はフルピリミンのみとしています。設定理由は記載のとおりです。

長期暴露評価の結果については、15ページに記載しております。EDI試算により一番高い幼児で18.6%となっております。短期暴露評価については、摂取量は急性参照用量を超えておりません。

続きまして、別紙に移ります。

16ページ、作物残留試験の結果です。新しく提出された作物残留試験結果に網かけをしております。

17ページに基準値案を示しております。米（玄米）、牛、豚の肝臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分にそれぞれ1 ppm、0.02 ppm、0.02 ppmを設定しております。

18ページの別紙3に長期暴露評価を示しております。

19ページから20ページにかけて、別紙4、短期暴露評価の結果を示しております。

22ページが答申案となります。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○穂山部会長 御説明ありがとうございました。

本剤は試験成績の追加の提出に伴う基準値設定依頼及び畜産物への基準値設定依頼ということで、2回目の審議となります。前回審議時からの変更点を中心に審議を進めたいと思います。

事務局から説明がありましたように、本部会での審議後に食品健康影響評価の要請を行うとのことでした。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず、1ページ目は変更なしということであります。概要です。

2ページ目は適用の範囲及び使用方法、これは記載整備がありますが、特に内容に変更はないということであります。

3の代謝試験ですが、7ページ目です。こちらは追記ありということで、代謝試験の追記ですか。

○事務局 はい。

○穂山部会長 植物代謝試験と家畜代謝試験の追記ということですね。

こちらはいかがでしょうか。御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、残留試験です。残留試験は新たに追加された作物残留成績を追記していると

ということなのですが、これは別紙1に記載が追加ですか。

○事務局 いえ、残留試験の結果。

○穂山部会長 別紙1。

○事務局 別紙1です。

○穂山部会長 別紙1に追記があるということでもあります。

こちらで御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

畜産物における推定残留濃度も変更ありですが、これは表3-1、3-2でしょうか。

○事務局 そうです。

○穂山部会長 こちらは、新たに提出されたデータに基づき再計算されたということです。

こちらはいかがでしょうか。御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

ADIの評価は、まだ食品安全委員会の評価を受けておりませんので、変更なしであります。

諸外国における状況は14ページですが、こちらに変更がございません。

規制対象ですけれども、こちら前回から変更なしであります。規制対象はフルピリミンのみ、暴露評価対象もフルピリミンのみということでもあります。

暴露評価対象、暴露評価結果ですが、こちらは変更ありですね。基準値変更に伴って再計算されているかと思えます。EDI試算で18.6%ADI占有率であります。こちらはよろしいでしょうか。

大山先生、どうぞ。

○大山委員 大山です。

暴露評価の暴露評価対象の選定理由のところ、14ページですかね。その上から3行目の右端の「代謝物Dは腎臓を除いてフルピリミンに比較して低い値であった」と書いてあるのですけれども、確かに腎臓はそうなのですが、11ページの表1ですかね。そのもうちょっと下の乳も代謝物Dのほうが高い値、フルピリミンのほうが低い値になっているので。

○穂山部会長 腎臓と乳ですか。

○大山委員 はい。乳も加えたらいいのではないかなと思います。選定については特段変更なくてよいと思います。

○穂山部会長 ありがとうございます。

では、ここを御修正いただけますでしょうか。

○事務局 分かりました。

○穂山部会長 ありがとうございました。

それでは、その他全体を通して御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

基準値案は別紙2、別紙1は先ほどお話ししました作物残留試験の追加が書かれているかと思えます。

別紙2に基準値案ですけれども、こちらはよろしいでしょうか。今回、畜産物の結果から基準値案が0.02になっています。あと、米に関しては0.7から1ということでもあります。

別紙3は長期暴露評価結果で、短期暴露評価結果は4-1、4-2に示されているかと思えます。

全体を通して御意見はございませんでしょうか。

御意見はないようですので、先ほど大山先生からの御指摘で、暴露評価対象での評価対象の根拠の文章の3行目ですけれども、「代謝物Dは腎臓と乳を除いて」というような記載にされたほうがよろしいのではないかとということですので、御修正いただきまして、大山先生に御確認いただきまして、その御確認いただいたものを本部会の確定とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。御意見、御異論があれば御発言いただければと思います。

(「異議なし」と声あり)

○穂山部会長 ございませので、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次の農薬「マンデストロビン」の審議に入ります。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 農薬「マンデストロビン」です。

それでは、資料3-1を御覧ください。

本剤は、適用拡大申請に伴う基準値設定依頼、並びに魚介類及び畜産物への基準値設定依頼がなされたことから御審議いただくもので、令和3年の部会以来5回目の審議となります。

1ページの概要です。マンデストロビンはマンデル酸骨格を持つストロビルリン系殺菌剤です。化学名、構造式は記載のとおりで、化学名は記載整備を行いました。また、ラセミ体ということで、前回まではR体、S体両方の構造式を示していましたが、今回は現在のルールに倣ってR体の構造式のみを示しております。

続いて、2ページから項目2、適用の範囲及び使用方法を記載しています。適用拡大申請に関する作物名等に四角囲いをしています。

6ページ、項目3、代謝試験です。植物代謝試験の内容に変更はありませんが、記載の整備を行いました。泌乳山羊及び産卵鶏での家畜代謝試験は新たに付け加えました。全ての組織、乳及び卵でマンデストロビンの残留が認められ、可食部で10%TRR以上認められた代謝物は記載のとおりです。

次の7ページ、代謝物略称一覧には代謝物KとQを追加しました。

続いて項目4、作物残留試験です。つるむらさきの国内作物残留試験に用いた分析法を一番下の節として加えたこと以外に変更はありません。

10ページ、項目5、魚介類における推計残留濃度は、基準値設定依頼に伴い追加しました。

11ページからの項目6、畜産物における推定残留濃度も、基準値設定依頼に伴う追加の記載です。牛の飼料中の残留濃度は家畜残留試験の結果を基に、鶏の飼料中の残留濃度は代謝試験の結果を基に、最大及び平均的飼料由来負荷を用いて算出しました。その結果、推定残留濃度の値は全て0.01 mg/kg未満となりました。

13ページ、項目7、ADIとARfDの評価です。前回からの変更はありません。

続きまして、その下の項目8、諸外国における状況です。JMPRにおける毒性評価が行われ、2018年にADI及びARfDが設定されていましたが、今回ぶどう、畜産物等に国際基準が設定されました。また、米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、記載のように基準値が設定されています。

その下に行きまして、14ページ、項目8、残留規制です。農産物の規制対象は前回と同様にマンデストロビンのみとしました。選定理由は記載のとおりです。

家畜代謝試験については今回追加いたしました。可食部で10%TRR以上を認める代謝物が幾つかありましたが、可食部でマンデストロビンが認められ、分析指標としてはマンデストロビンで十分なので、畜産物の残留の規制対象もマンデストロビンのみとしました。

次に15ページ、項目9、暴露評価です。農産物の暴露評価対象につきましても、前回の部会と同様、記載の選定理由でマンデストロビンのみとしました。

畜産物については今回追加した部分となりますが、畜産物の暴露評価対象も可食部で10%TRR以上の代謝物の予想飼料平均的負荷量における残留物はわずかであると考えられ、その中でも代謝物D、F、Iの急性経口毒性はマンデストロビンと同程度で、遺伝毒性試験の結果も陰性であったことから、マンデストロビンのみとしました。

続きまして、暴露評価結果です。長期暴露評価のEDI試算により、一番高い幼小児で14.7%に収まっております。

国内の作物残留試験成績が16ページから17ページの別紙1-1に示してあり、今回新たに提出された作物残留試験成績には網かけをしております。

海外の作物残留試験成績は、18ページの別紙1-2に示してあります。

19ページの別紙2が基準値案となっており、変更のあった値は太枠で囲んであります。トマト、キュウリ、茶の基準値は、2か所の分析機関で測定した残留値濃度を最大値から平均値に置き換えたことにより変更となりました。

いちご、ぶどう、なたねには国際基準が設定されましたが、国内及び海外の作物残留試験成績による値のほうが大きくなったので採用しませんでした。

畜産物の基準値は国際基準値を参照しました。

続きまして、21ページの別紙3は長期暴露評価の結果です。

最後の26ページからが答申案となっております。マンデストロビンはラセミ体ということで記載を整備しました。

事務局からの説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○穂山部会長 御説明ありがとうございます。

本剤は、拡大申請に伴う基準値設定依頼及び魚介類及び畜産物への基準値設定依頼ということで、本部会においては5回目の審議ということですが。前回審議時からの変更点を中心に審議を進めます。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず1ページ目、概要ですが、こちらはラセミ体のR体だけ書いたということでよろしい

ですね。おおむね変更なしということでもあります。

2ページ目以降、適用の範囲及び使用方法ですが、適用拡大はつるむらさきとしそですか。あと、ぶどうですか。ぶどうはしその後ですか。

○事務局 しそ、つるむらさきの少し上です。

○穂山部会長 こちらはいかがでしょうか。御意見はございますでしょうか。

ないようなので、次に進みます。代謝試験は追記ありということではありますが、こちらは御意見はございますでしょうか。こちらでも食品安全委員会の略称で書かれているということですかね。

次に残留試験です。作物残留試験で、こちらでも追記あり、マンデストロピンの分析法を追加されたということですが、あと、代謝物K及び代謝物Qの追加ですかね。

○事務局 マンデストロピンの一番下の文です。「あるいは」からのところがつるむらさきの分析法ということで、今回の拡大申請の部分です。

○穂山部会長 8ページ。

○事務局 8ページの下のところですか。

○穂山部会長 ありがとうございます。

次に、畜産物の推定残留濃度等、魚介類、畜産物は全面的に追加されたということではありますが、こちらはいかがでしょう。よろしいですか。御意見はございませんでしょうか。畜産物においては表2-1で0.01未満ということですかね。次いで残留濃度、よろしいですか。

それでは、ADI評価は変更なしです。ADI、ARfD評価は変更なしで、規制対象は記載整備があったということではありますが、ごめんなさい。諸外国における状況は変更ありですね。JMPRで2018年にADI、ARfDが設定されて、その後、国際基準が設定されたということですね。

○事務局 そうです。

○穂山部会長 よろしいですか。

あと、規制対象は記載整備があるということなのですから、よろしいですか。

○事務局 記載整備というよりは、畜産物の対象が今回付け加わりました。

○穂山部会長 そうですね、畜産物。よろしいですか。御意見はございませんでしょうか。

その後、暴露評価対象、暴露評価結果、こちらでも記載整備で内容に変化はありませんが、こちらでも畜産物が追加されたということですね。

○事務局 はい。

○穂山部会長 よろしいですか。暴露評価結果は内容に変化はないという理解でよろしいですか。

○事務局 数値を変更しただけということですか。

○穂山部会長 EDI試算の14.7、これも変わったということですね。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○穂山部会長 EDI試算の14.7%ADI占有率ということでもあります。

その他、全体を通して御意見はございませんでしょうか。

別紙1-1に作物残留試験でつるむらさきとぶどう、しそが網かけで追記されております。よろしいですか。

別紙2に今回適用拡大のその他の野菜がつるむらさきですかね。あと、ぶどうとしそですかね。あと、畜産物が申請があったもので、あとは計算の修正等で基準値が変更になっているということでよろしいですか。

別紙3に長期暴露評価結果が示されていると思います。

全体を通して御意見はございませんでしょうか。

大山先生、どうぞ。

○大山委員 大山です。

本文の項目番号8が重複していますので、御確認ください。

○穂山部会長 ありがとうございます。残留規制が9になるのかな。その後、暴露評価は10ですね。ありがとうございました。

そのほかよろしいですか。

御意見がないようでしたら、大山先生の御指摘に従って、この重複したところを修正していただいて、大山先生に御確認いただきまして、その修正をもって本部会の確定とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

御意見、御異論があれば御発言いただければと思います。

(「異議なし」と声あり)

○穂山部会長 ないようなので、そのようにさせていただきますと思います。ありがとうございました。

本日の審議事項は全て御議論いただきました。審議結果の食品衛生基準審議会での取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 事前に送付しております「部会で議決された事項の食品衛生基準審議会における取扱い案」を御覧ください。

令和6年4月10日に了承されました食品衛生基準審議会における確認事項において、本部会及び食品衛生基準審議会における審議、報告等の取扱いが規定されており、資料中の表の右側に本日の部会で御審議いただいた農薬3剤について、いずれの区分にて取り扱うかの原案を御用意させていただきました。

部会で議決された事項の食品衛生基準審議会における取扱いについて、議題1の部会審議事項であるフルアジナム、フルピリミン、マンデストロビンについては、今後、食品安全委員会への意見聴取を行うものも含め、食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度に該当するものとして区分4(報告)としております。

なお、フルアジナム、フルピリミンについて、食品健康影響評価の結果に変更が生じるようであれば、再度部会での御審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○穉山部会長 ありがとうございます。

ただ今事務局から説明のありました食品衛生基準審議会での取扱い原案について、御質問、御意見はありますでしょうか。

特になければ、当部会としてそちらの取扱い案で審議会長の承認を得たいと思います。ありがとうございました。

それでは、事務局から今後の手続について説明をお願いいたします。

○事務局 本日御審議等いただきました農薬3剤につきましては、3剤とも修正の必要ありとされましたので、御確認いただいた修正版をもって確定とさせていただきます。

今後の手続につきましては、食品安全委員会への意見聴取、パブリックコメント、WTO通報、厚生労働省協議等、必要な手続を進める予定でございます。

○穉山部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明について御意見、御質問はございませんでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

続いて、議題2に移りたいと思います。発出予定の試験法について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 では、資料4を御覧ください。

残留農薬等の試験開発事業評価会議での検討を踏まえ、通知試験法を開発し、取りまとめましたので、御報告します。

試験法の開発の経緯及び概要は、1から3ページに示したとおりです。

まず、アシベンゾラルS-メチル試験法（農産物）について、残留基準の規制対象はアシベンゾラルS-メチル、代謝物B及び加水分解により代謝物Bに変換される代謝物と設定されておりますが、加水分解によりBに変換される代謝物は公示試験法の測定対象になっておりません。そこで、加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を測定対象に追加した方法を開発しました。そのため、現行の試験法は廃止する予定としております。

3つ目のグリホサート試験法（農産物）ですが、グリホサート及びN-アセチルグリホサートをグリホサートに換算したものの和が残留基準の規制対象となる大豆、とうもろこし及びなたねが対象食品となる試験法です。既存の試験法はグリホサートのみが規制対象となる食品に対応したものですので、既存の方法は残します。

続いて、5つ目のスピラマイシン試験法（畜水産物）については、既存の方向を改良し、選択性及び測定感度を向上させたLC-MS/MS法としました。

アミノシクロピラクロール、シクラニリド、スピロジクロフェン及びフェンピロキシメートについては、畜産物における規制対象を分析可能な公示試験法がないため、新規に開発を行いました。

4ページ目以降が通知案となっておりますが、今回御報告しました試験法案は、当部会報告後に通知発出のための事務的な手続に入るとともに、当該試験法を検討した報告書もこれまで同様にホームページで公開する予定です。

説明は以上です。

○穂山部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明について御質問、御意見等はございますでしょうか。

私から質問させていただいてよろしいですか。おそらく公示試験法の委員会のほうで開発されたものだと思いますけれども、グリホサート試験法は組換え食品に対応した試験法だと思いますが、同じく農薬でグルホシネート、こちらは既存の農産物で試験法がございしますが、多分N-アセチルグルホシネートは対応されていないのではないかなと思います。こちらは今後試験を開発される予定はあるのでしょうか。

これは、堤委員は御存じですか。堤委員、おられますか。

○堤委員 現在開発は終わっておりまして、評価会議での審議予定となっております。

○穂山部会長 では、後ほどまた試験法が開発、公示できるという理解でよろしいですか。

○堤委員 そのとおりであります。

○穂山部会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、ありがとうございます。続いて部会資料様式の見直しについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、机上配付資料を御覧ください。

部会資料様式の見直しについて御説明いたします。

現在、2018年に改正された農薬取締法により、全ての農薬について再評価が進められており、本部会での審議においても、これまでの新規農薬登録、適用拡大申請、インポートトランス申請等に伴う基準値設定依頼に加えて、再評価に伴う基準値設定が想定され、今後、大幅に部会審議品目が増えることが見込まれます。

今後の部会審議を効率的かつ円滑に進めるために、部会資料様式の見直しを検討いたしましたので、御報告いたします。

対応案の1つ目は適用表の作成方法の簡略化です。現在、部会で審議される農薬の適用範囲及び使用方法をまとめている適用表については、部会資料本文中に記載しておりますが、作物ごとに使用方法を取りまとめているため、編集作業に時間を要しているところです。そのため、適用表については、農林水産消費安全技術センターが公表している農薬登録情報がExcel形式でダウンロードできますので、それを利用し、Excel上で情報を整理したものを別紙として部会資料に付すことを考えております。なお、記載内容についてはこれまでと変更はありません。

対応案の2つ目は、毒性や代謝に関する新たな知見の提出がない場合の部会資料の見直しです。現在、適用拡大申請等の基準値設定要請について、毒性や代謝に関する新たな知見の提出がなく、作物残留試験成績のみが提出された場合についても、前回までに部会で審議され了承された内容を含め、新たに部会資料を作成しておりますが、事務局での部会

資料作成や部会委員の確認時間の削減を目的として、提出された作物残留試験に基づく新たな情報を取りまとめたものを追補として作成し、既存の部会資料に付すことで部会資料としたいと考えております。なお、新規に申請された農薬や、新たに農薬等に関する知見が提出された場合には、従前のおりの部会資料を作成いたします。

以上の対応案については、今回御了承いただけましたら、対応案の1つ目の適用表の見直しについては記載内容に変更がないことから、次回の部会から適用させていただき、対応案の2つ目の毒性や代謝に関する新たな知見の提出がない場合の部会資料の見直しについては、事務局での準備が整い次第、適用させていただきたいと思っております。

説明は以上です。

○穂山部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明について御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

部会での審議品目が大幅に増えることから、できるだけ簡略化したいということであり
ます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

事務局からほかに何かございますでしょうか。

○事務局 次回の開催日程等につきましては、改めて御連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○穂山部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の部会を終了いたします。お忙しい中、御出席いただきまして、
ありがとうございました。